

令和8年度 石垣市立石垣小学校いじめ防止基本方針

1 石垣小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

石垣市立石垣小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号以下「法」という）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「石垣小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、国や県、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

石垣市立石垣小学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織【別図 1】

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導推進委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、「子ども支援会議」を開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表1】

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

7 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・低学年で文句、軽くぶつかられたり叩かれたりされている認知件数が多い。
- ・中学年で文句、仲間外れや無視、軽くぶつかられたり叩かれたりされている認知件数が多い。

(2) 本校の課題

- ・高学年から認知件数が少なくなる。自分の気持ちをアンケートに書かない。

8 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努める。
- ・パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校におけるモラル教育の充実に努める。（e-net キャンパバンなどの活用）

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問を通して、アンテナを高く子どもたちを見守る。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「子供支援会議」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行う。
 - 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保する。
 - 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。

- ・いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導を行う。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知する。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

9 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項

ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合等

イ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・年間30日が目安

- ・一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※「児童生徒や保護者いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときを含む

※「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

平成26年1月策定

平成28年2月改定

令和3年2月改定